

## 市民税・県民税の申告日程・所得税の確定申告相談日程

平成30年1月1日に太田市にお住まいの方の、市民税・県民税の申告日程と会場、所得税の確定申告の相談日程と会場をご案内いたします。申告の内容によって、それぞれ**申告会場・日時・必要な書類が異なる場合がありますので、ご確認の上**ご来場いただきますようお願いいたします。

各申告（相談）会場は、例年たいへん混雑します。記載の時間内でも予告なく受付を終了する場合がございますので、ご了承ください。

また、所得税の確定申告書については、**ご自宅でもかんたんに**作成が可能です。詳しくは国税庁ホームページ「[確定申告特集](#)」をご覧ください。



### 目次

- ・ [平成30年度 市民税・県民税申告受付日程](#)
- ・ [平成29年分 所得税の確定申告相談日程](#)
- ・ [市民税・県民税申告時、確定申告相談時に必要なもの](#)
- ・ [お問い合わせ先](#)

### 平成30年度 市民税・県民税申告受付日程

市民税・県民税の申告は、郵送でも受付しております。

申告書と申告の手引きをこちらからダウンロード・印刷し、手引きを良くご確認の上、ご自身で申告書を記入し、必要書類を添付して太田市役所 市民税課まで郵送してください。

- ※ 市民税・県民税の申告が必要かどうかについては、[平成30年度市民税・県民税の申告について](#)をご確認ください。
- ※ 混雑の状況により、時間内でも受付を終了することがあります。

実施日	会場	受付時間
1月25日（木）	新田庁舎（2階大会議室）	各会場とも 午前9時～正午 （午後の受付は行いません）
1月26日（金）	藪塚本町庁舎（3階3A会議室）	
1月29日（月） ～ 2月9日（金）	市役所本庁舎（2階ラウンジ） ※駐車場の混雑が予想されますので、乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力をお願いいたします。	午前9時～11時 午後1時～4時 （土曜日・日曜日を除く）  ※本年度から本庁舎で市民税・県民税の申告を受け付けます。午後も受け付けできますのでご利用ください。
2月14日（水）	尾島庁舎（4階大会議室）	午前9時～正午 （午後の受付は行いません）

- ※ 本年は各行政センターでの申告受付は行いません。
- ※ 下記 「平成29年分 所得税の確定申告相談日程」の実施日・会場でも市民税・県民税申告受付を行いますが、確定申告も受け付けるので混雑することが予想されます。

### 平成29年分 所得税の確定申告相談日程

- 各会場とも、**土曜日・日曜日は申告受付・相談業務を行いません。**
- 会場によって、受付日・受付時間・申告内容が異なりますのでご注意ください。
- ※ **2月21日（水）の尾島庁舎**、および**2月28日（水）の藪塚本町庁舎**は午前11時で受付を終了し、午後は申告相談・受付を行いません。
- **混雑状況により、受付時間内でも受付・相談業務を終了する場合があります。**
- 市役所2階の市民税課や、申告会場以外の市役所各庁舎窓口での申告・相談受付は行っておりません。

場所	会場	期間	受付時間	受付できないもの
----	----	----	------	----------

<b>(1) イオンモール太田</b>	2階イオンホール	2月16日(金) ～ 3月15日(木)	午前9時30分～午後3時00分 (土曜日・日曜日を除く)  混雑状況により、受付時間内でも受付を終了することがありますのでご了承ください。	○所得税の確定申告のうち： ・土地・建物の譲渡所得 ・山林所得  ○贈与税の申告
<b>(2) 尾島庁舎</b>	4階 大会議室	2月15日(木) ～ 2月21日(水) ※	○午前の部： 午前9時00分～午前11時00分  ○午後の部： 午後1時00分～午後3時30分 (土曜日・日曜日を除く)	○所得税の確定申告のうち： ・住宅借入金等特別控除 ・雑損控除 ・青色申告 ・土地・建物・株式等の譲渡所得 ・先物取引による所得 ・配当所得 ・山林所得
<b>(3) 藪塚本町庁舎</b>	3階 3A会議室	2月22日(木) ～ 2月28日(水) ※	※尾島庁舎・藪塚本町庁舎の最終日(2月21日・2月28日)は、午前11時で受付を終了し、午後は申告受付を行いません。	○贈与税の申告
<b>(4) 新田庁舎</b>	2階 大会議室	3月1日(木) ～ 3月14日(水)	混雑状況により、受付時間内でも受付を終了することがありますのでご了承ください。	○消費税の申告

- 尾島庁舎・藪塚本町庁舎・新田庁舎では、**住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)**、**配当所得**、**株式等の譲渡所得**、**雑損控除**の申告相談・受付はできません。

イオンモール太田会場、または館林税務署で申告を行ってください。

- **土地・建物の譲渡所得**、**山林所得の確定申告**、**贈与税の申告**は館林税務署で行ってください。

## 市民税・県民税申告時、確定申告相談時に必要なもの

### 全員がお持ちいただくもの

- **印鑑、本人確認書類**
- **マイナンバーカード(個人番号カード) またはマイナンバーの通知カード**

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についてはこれらのカードは不要ですが、記載欄がありますので、申告者が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

### 所得・申告の内容に応じて必要になるもの

対象者	必要書類など
給与所得者	平成29年分の源泉徴収票または支払証明書など
年金所得者	平成29年分の源泉徴収票
事業(営業等・農業) 不動産所得者	平成29年分の収支内訳書 もしくは収支がわかる帳簿、領収書など (領収書は事前に科目毎に計算しておいてください)
雑・一時所得者	平成29年分の支払調書または収入・経費がわかる書類
配当所得者	平成29年分の支払調書、支払通知書
雑損控除	損害額がわかる書類、補てんされた保険金や補助金の額がわかるもの、り災・被災証明書など
医療費控除	医療費の明細書 (医療費の合計金額と補てんされた保険金や高額療養費の金額を事前に集計した明細書の提出が必要です)
社会保険料控除 (国民健康保険、後期高齢者 医療、介護保険など)	国民年金保険料控除証明書 支払額のわかる書類など (該当者に「確定申告・住民税申告用」の納付済証明書を1月下旬までに郵送します。)
生命保険料控除	生命保険料控除証明書など
地震保険料控除	地震保険料控除証明書など (平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料を含む。)
障害者控除	障害者手帳、認定書など

寄附金控除

寄附金受領証明書、領収書など

- 所得税が還付になる確定申告をされる方は、**還付先の銀行名・支店名・口座番号**がわかる通帳などをお持ちください。
- 所得税の確定申告のうち、  
土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、住宅借入金特別控除、雑損控除、  
青色申告、先物取引による所得、配当所得  
についての必要書類に関しては、館林税務署へお問い合わせください。

## 申告に関するお問い合わせ

### 所得税の確定申告

所得税の確定申告については、館林税務署までお問い合わせください。

**館林税務署 電話番号 : 0276-72-4373**

### 市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告については、ページ下部の太田市役所 市民税課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

部署名：市民税課

メールアドレス：010400(at)mx.city.ota.gunma.jp | 電話：0276-47-1931 | FAX：0276-47-1870 |

※(at)を@に変えて送信してください

太田市役所

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 電話：0276-47-1111(代表) FAX：0276-47-1888 (代表)

開庁時間：平日、午前8時30分～午後5時15分 ※休日の受付業務（サービスセンター）はこちらをご覧ください。

The Official Web Site of The City of Ota / All rights reserved. Copyright(c) City of Ota, Gunma